

定年退職者に関する内規

一般社団法人日本粉体工業技術協会

1. 定年退職後において引続き勤務を希望する者については、1年毎の契約により勤務の継続を委嘱することがある。ただし、満70才を限度とする。
2. 第1項による常勤勤務者の月額給与は別に定めるが、一般職員の場合は原則として執務能力に応じて17～18万円とする。
ただし、満65才以上については原則として給与据置とする。
なお、幹部職員の場合は、「事務局幹部の年俸に関する内規」により定める。
3. 第1項による常勤勤務者には、「事務職員の給与及び賞与等内規」を適用して賞与を支給する。ただし、非常勤勤務の場合は賞与を支給しない。
4. 第1項による常勤勤務者には、契約継続年数をもとに「退職金規程」を適用して退職金を支払う。
5. この内規は、理事会の承認を得た日から発効する。

(付記)

平成13年9月20日 制定（理事会承認）

平成23年3月18日 確認（理事会承認）

(注記) この内規は、「定年退職及び給与等内規」及び「協会職員採用についての覚書」をもとに、一部の改定を加えて制定するもので、この内規の発効により「定年退職及び給与等内規」及び「協会職員採用についての覚書」は失効する。